

指定介護予防通所リハビリテーションの運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人やすらぎ会が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある者に対して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法士又は作業療法士によるリハビリテーション、及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を進める。

3 事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括介護支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 鈴木病院

(2) 所在地 今治市別宮町2丁目1番地5

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 介護予防通所リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員には、入職後1年以内に認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。

(1) 院長 常勤1人(兼務)

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、従業者に必

要な指揮命令を行う。

(2) 医師 常勤1人

利用者がリハビリを行うに対して、医療管理、療養上の指導を行う。

(3) 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション実施時間において1人以上

日常生活を営むに必要な機能を改善し、心身の活性化を図る目的からリハビリ業務を行う。

(4) 看護職員、介護職員 常勤換算5人

利用者の日常生活全般にわたり看護、介護業務を行う。

(5) 管理栄養士 非常勤1人

利用者の栄養状態を把握し、栄養改善業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

営業日は、下記に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日、祝祭日（病院が指定した日を除く）

(2) 12月31日から1月3日まで（病院が指定した日を除く）

営業時間

(1) 8時15分より17時

サービス提供時間

(1) 9時より15時30分

(利用定員)

第6条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は1日当たり50人以上とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

(1) リハビリテーションサービスを通じ認知症利用者を含め要支援者の病状・障害の軽減もしくは悪化の防止に努める。

(2) リハビリテーション計画に基づき漫然、画一的にならないように配慮する。

(3) 利用者及び家族に懇切丁寧を旨として、療養上必要な事項について理解しやすい方法で指導・説明を行う。

(4) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

(5) 食事及び排泄等生活上の世話

(6) 褥瘡の予防・処置

- (7) 認知症患者の看護・介護
- (8) 歩行が困難な利用者には送迎を行う。
- (9) その他、医療・看護・介護に関する事項

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、今治市(島しょ部を除く)とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その利用者負担割合に応じた額とする。

2 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

- (1) 食費(昼食、おやつ代)
- (2) 利用者の選定により第8条の通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用・・・実費
- (3) おむつ代・・・実費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防通所リハビリテーションの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用・・・実費

3 事業所は前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名(署名捺印)を受けることとする。

(衛生管理)

第10条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努める。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、当該利用者に係る地域包括介護支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は管理者や医師、看護職員、介護職員などの指導によるリハビリテーションを励行し、利用者間の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全管理を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又は、これを持ち出すこと。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止のための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害等対策)

第14条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、必要な設備を設け、防災、避難等業務継続に向けた計画を策定し、研修、訓練を実施する。

2 非常災害に備えて、少なくとも6カ月に1回は避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者は適切な指定介護予防雄通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める次項の外、運営に関する重要事項は医療法人やすらぎ会が定めるものとする。

(附則)

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成19年10月1日より施行する。

この規程は平成20年4月1日より施行する。

この規程は平成20年12月10日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成22年4月10日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より施行する。

この規程は令和5年4月1日より施行する。